（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第三条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中第四十七号を第四十八号とし、第三十七号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十五条第四号（同法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第四条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第五条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の七中「規定により」の下に「当該」を加え、「同条第一項」を「銀行法第二条第十八項」に、「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む」に改める。

第五十二条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第六条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の八中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）である金融商品取引業者が有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第十六条の十一第四号において同じ。）として行う場合

第十六条の十一第一号イ中「及び次号ロ」を「、次号ロ及び第四号」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　金融サービス仲介業者である金融商品取引業者が、相手方金融機関（金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務により顧客が締結する特定金融サービス契約（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。第十八条の四の十五第五項において同じ。）の相手方をいう。第十六条の十三第五号において同じ。）が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介を行う場合

第十六条の十三第二号イ中「及び次号ロ」を「、次号ロ及び第五号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　金融サービス仲介業者が、相手方金融機関が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介を行う場合

第十八条の三の表第六十四条の七（第二項を除く。）の項を次のように改める。

第六十四条の七（第二項を除く。）	第六十四条、第六十四条の二及び前三条
第六十四条の九	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の九
当該協会に所属する金融商品取引業者等	当該協会の協会員を所属金融商品取引業者等（第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者
前二項	第一項
又は第二項の規定により	の規定により
又は第二項の規定による登録事務	第六十六条の二十五において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十六条の二において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第五において準用する第六十四条の二十五第一項の規定による登録の取消しを除く。）又は第六十六条の二十五において準用する前条
第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する金融商品取引業者等	第六十六条の二十五において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十六条の二において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第五において準用する第六十四条の二十五第一項の規定による登録の取消しを除く。）又は第六十六条の二十五において準用する前条の規定による登録事務
第六十四条の五第一項第一号	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項第一号
当該協会が同項	協会が同項
第一項若しくは第二項	第一項
これら	同項

第十八条の四の十五第五項の表資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社、資産流動化法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人及び資産流動化法第二百二十四条に規定する原委託者の項の次に次のように加える。

金融サービス仲介業者	特定金融サービス契約の締結の媒介